

平成 26 年 6 月 17 日

病 院 長 殿

一般社団法人 日本病院会
会 長 堺 常 雄

障害者雇用納付金制度の改正について（連絡）

標記の件、高齢・障害・求職者雇用支援機構から本会へ、別紙「お願い」が届きましたのでご連絡いたします。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において障害者雇用率制度が設けられており、事業主は、その常時雇用している労働者数の 2.0%（法定雇用率）以上の障害者を雇用しなければなりません。

障害者を雇用するには、職場環境の整備等が必要とされることが多く、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度が設けられています。具体的には、雇用障害者数が法定雇用率を下回っている場合は、納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。

つきましては、平成 27 年 4 月から制度が改正され、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下のすべての事業主も納付金の申告が必要となります。

平成 27 年度分の申告期限は、平成 28 年 4 月 1 日から 5 月 16 日までとなっていますので、対象事業主はご注意ください。

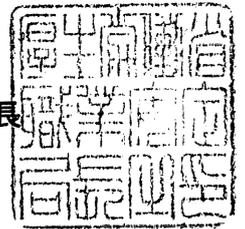
納付金制度に係る申告・納付、申請に関する問い合わせは、機構納付金部改正制度準備室もしくは各高齢・障害者雇用支援センターまでお願いいたします。

以上、ご承知置きください。

平成26年5月30日
職発0530第11号
26高障求発第86号

一般社団法人
日本病院会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長



障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力をお願い

日頃から、障害者の雇用促進と職業の安定にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
障害者の雇用につきましては、事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯の理念の下、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」といいます。）に則り、ご尽力いただいているところです。

さて、近年の障害者に係る雇用情勢を鑑みて、平成20年12月に法改正が行われ、障害者雇用率制度（以下「雇用率制度」といいます。）及び障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」といいます。）に係る改正が順次施行されておりますが、27年4月からは、改正内容の段階的な施行として、

納付金制度の適用対象範囲が、常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の中小企業にも拡大

されることとなります。

つきましては、納付金制度の改正内容を改めてご理解いただき、法定雇用率を達成すべく障害者を雇用していただくとともに、併せて、改正納付金制度による適正な申告・納付、申請を法定の期間内に確実に行っていただきますよう、貴団体の会員等の皆様に対する周知についてご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴団体及び会員等の皆様のますますのご発展を心よりお祈りいたします。

- ※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。
- ※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。27年4月施行の改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成28年4月開始となります。

【納付金制度に係る申告・納付、申請に関する問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 納付金部 改正制度準備室

TEL 043-297-9508

(ホームページアドレス <http://www.jeed.or.jp/>)

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます
 ~平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100人**を超える事業主が対象になります~

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、**障害者雇用納付金を納付する必要があります。**
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月~28年3月)の途中に事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	~平成27年3月	平成27年4月~ 平成28年3月	平成28年4月~
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人 を超える事業主	申告・納付開始



納付金の申告では...

- ・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
 - ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
 をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
 - ④源泉徴収票(写)
 - ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。 **ご準備下さい!**

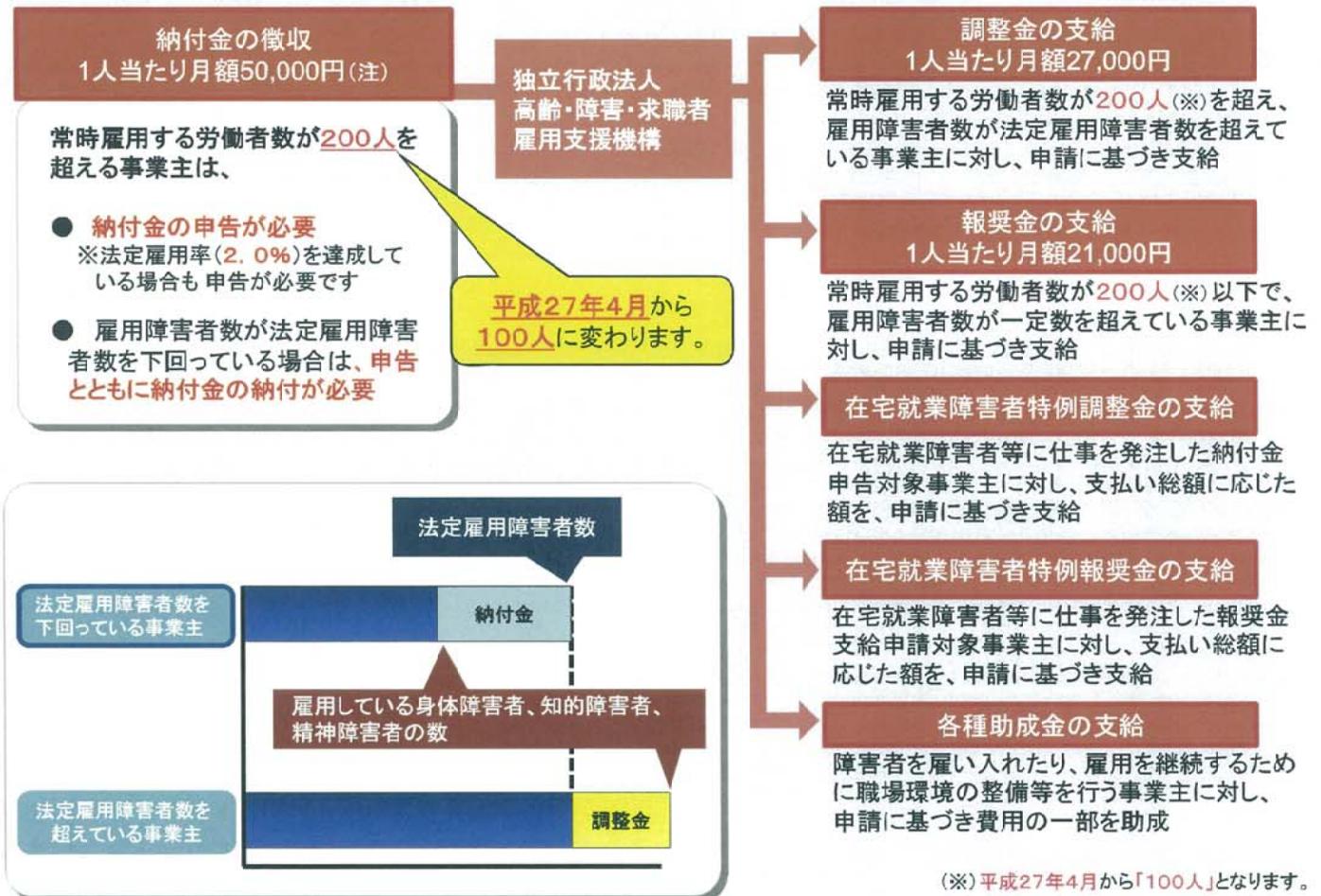
障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

障害者雇用の取組みについては、裏面のお問合せ先をご確認ください。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆障害者雇用納付金制度の概要



(※)平成27年4月から「100人」となります。

(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
 - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が1人当たり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
 - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい
 - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください、最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい
 - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。